

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	2324 消防救急無線デジタル化事業	会計	01	一般会計
		款	09	消防費
		項	01	消防費
基本 施策	16 火災を防ぎ、市民の命を救う	目	03	消防施設費
		細目	398	消防施設整備事業
		細々目	55	消防救急無線デジタル化事業
行革大綱の重点事項番号				
担当部署	コード 名称	220100 消防本部消防総務課	担当者 氏名	城戸 直人
			連絡先	24 - 9100 (内線) 722

【事務事業企画の背景、状況変化見直し、市民意見等】

この事務事業を新たに企画した背景は何か？  
消防救急無線は、消防救急活動の高度化及び電波の有効利用の観点から、デジタル方式に整備する必要がある。

この事務事業を取り巻く状況(対象や根拠法令等)は、今後どのように変化していくか？(見直し)  
平成28年5月までに移行する必要がある。

この事務事業に対して関係者からどのような意見や要望が寄せられているか？

本事務事業は、どのような状態になれば完了とみなす(休止・廃止となる)か？また、その目安はおおよそ何年後か？  
アナログ方式による150MHz帯周波数の使用期限である平成28年5月31日までの移行完了時点。

【全体事業計画】

対象(誰を、何を)	消防本部	※対象件数	
成果(どうする)	通信指令台を更新することにより、火災・救急等の通報受付、災害地点の確認、出動車両の編成及び災害現場活動支援を迅速かつ的確に行なうことが可能となり、又、消防救急無線の導入により確実な情報伝達が可能となり、活動の効率化、高度化を図ることが出来る。		
根拠法令・要綱等	電波法令(電波関係法審査基準)		
開始年度	平成 23 年度	関連事業	
終了年度	平成 28 年度		
事業概要	通信指令室を新築し、高機能指令台Ⅱ型の更新及び消防救急無線をアナログ波からデジタル波へ移行する。		

【事前評価】

該当項目に○をつけてください。		【特記事項】
必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	
	個人の方だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業	
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	
	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事務事業	
民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業		
受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業		

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	本部駐車場(一部)
2 建設面積	252㎡
3 規模・構造	鉄骨造り2階
4 総事業費	50,000 千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	
2 配置(予定)人員	人
3 年間運営費(見込)	千円
4 年間収入(見込)	千円
5 市内の類似施設	

【検証指標】

活動指標	指標名	単位	現状値		目標値		
			H22	H23	H24	H25	

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	現状値		目標値		
				H22	H23	H24	H25	

【投入コスト】

投入コスト	H23 所要額		H24 所要額		H25 所要額		H26 所要額		
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
	直接事業費計(A)		10,551	12,884	103,333	895,619	98,488		
Aの 財源 内訳	国庫支出金								
	県支出金								
	地方債								
	その他								
	一般財源	10,551	12,884	103,333	797,131				
	事業投入人員費(B)	0.1人	720	0.1人	720	0.3人	2,160	0.3人	2,160
	フルコスト(A)+(B)	11,271	13,604	105,493	897,779				

有効性	事務事業を実施しない場合の市民への影響は大きい。	【根拠】 ○ 実施しなかった場合、消防救急無線を使用することが出来なくなる。
	基本施策の目的を実現するために事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。	【根拠】 ○ 電波法により使用を認められている消防用無線に 1 つしい、電波法関係審査基準の改正により、平成28年5月までにデジタル方式に移行する必要がある。
	社会経済情勢・市民ニーズなどから、緊急性は高い。	【直ちに着手・実施しなければならない(先延ばしできない)理由】 ○ アナログ方式による150MHz帯周波数の使用期限があるため。
効率性	事務事業の対象・成果の設定は妥当である。	【根拠】 ○ 消防救急無線デジタル化により、災害時における通信輻射の回避や、個人情報の保護及び多様なデータの活用が可能となる。
	事業費や整備後の管理経費の算定にあたって、コスト削減策を考えている。また、将来のコスト増要因について対策を考えている。	【具体的内容】
	受益と負担の公平性が考慮されている。	【根拠】
波及性	本事務事業と類似の目的・手段をもつ事業がある。	【事業名称 今後どのように連携して成果向上を図るか】
	本事務事業の企画に際して、代替案を検討した。	【比較検討結果】
	本事務事業の実施にあたって、廃止又は統合する事業がある。	【事業名及び削減される一般財源額】
	コストに見合った効果が見込める。	【根拠】
	将来的に民間等への移管が可能である。	【いつごろ】

担当課長氏名	事業実施に対する担当課長の意見
石橋 勝美	消防救急無線は、平成28年5月までにデジタル方式に移行する必要があるため、計画通り進めることが妥当である。